

## 別紙様式－0－1

## 【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－0－2

【比較表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工事名	○○道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入札時				工事完成時					備考	
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※			元請/ 官積 (%)
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式-0-3

【比較表-2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工事名	○○道路改良工事													
工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			















別紙様式-2

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	種別	工事関係書類			工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考	
		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示		提出		監督職員へ連絡		電子☆	紙◎		
								発注者	受注者	監督職員	契約担当者	発注者	受注者				監督職員
作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への通知)	共通仕様書1-1-1-39-7	-	○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-39-2	-	○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項届出	-	○		○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
		4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		5	【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占有物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○		○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(精進計算のずれものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-17	-	○		○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する。)
契約関係書類	設計図書	8	工事請負契約書	-	-	○											
		9	共通仕様書	-	-	○											
		10	特記仕様書	-	-	○											
		11	発注図書	-	-	○											
		12	現場説明書	-	-	○											
		13	質問回答書	-	-	○											
		14	工事数量総括表	-	-	○											
工事着手前	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○							
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○			○						契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○			○							
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号) 共通仕様書1-1-1-44-6	様式-4		○			○						電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台帳」に掛金収納書を添付付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
		19	建退共済証紙受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○				○						
		20	工事別共済証紙受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○				○						
		21	掛金充当実績総括表	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○				○						
		22	徴共済者就労状況報告書	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○				○						
		23	掛金充当書	現況時指導事項(R3.3.31付 国金公契第71号)	-		○				○						
		24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○			○							
その他	契約関係書類	25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○			○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		26	品質証明申請通知書	共通仕様書3-1-1-6(5)	様式-7		○			○						契約図書で規定された場合に提出する。	
		27	再生資源利用計画書 →建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-21-4	-		○			○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		28	再生資源利用促進計画書 →建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-21-6	-		○			○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		29	建設発生土搬出届書	特記仕様書	-		○			○							
		30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出等への情報提供について」(H16.12.17建設法第9号の2)	-		○			○							
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-6-1	-	○			○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更後施工計画書を監督職員に提出する。	
			32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	-		○			○						
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○			○						
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-41-1	-		○			○						
	2 施工体制	② 施工体制	35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-1-41-1	-		○			○					設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
			36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-12-1	-		○			○					「[「施工体制台帳に係る書類の提出について」]の一部改正について」(令和3年3月5日付国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 *建設業及び営業業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-12-2	-		○			○						
			38	作業員名簿	「[「施工体制台帳に係る書類の提出について」]の一部改正について」(令和3年3月5日付国官技第319号、国官整第16号)	-		○			○						
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○									協議の根拠となる一般的な標準書類のコピーは添付不要	
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○										
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○										
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○										
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○										
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○									設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-		○				○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

# 工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類				工事関係書類 の標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け					工事書類作成 媒体の 事前協議		備考		
作成時期	種別	No.	書類名称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子*	紙◎			
工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6-3	様式-11		○								契約図書で規定された場合のみ対象 段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○									確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-40-2	-		○						○				週間工程会議やASPにより事前連絡する。ただし、現地上的工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-30-11	-		○										監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要
			51	工事事故通報	共通仕様書1-1-1-33	様式-13		○						○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	-		○										事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
	53		工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-27	様式-14		○			○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。横覧資料の添付不要。	
	⑤ 工程管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-		○			○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)	
		中間前払金	完済部分検査	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○			○						
	56			請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○				○						
	57			指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○				○						
	58			指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○				○						
	59			請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○				○						
	60			出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-24-2	様式-18		○				○						
既済部分検査	61		請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○				○						中間技術検査時にも提出する。	
	62		出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-8-6	-		○				○							
	63		出来高内訳書	共通仕様書1-1-1-24-2	様式-18		○											
	64		請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○				○							
契約関係書類	修繕	65	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○												
		66	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○										部分使用がある場合に提出する。	
	工期延期	67	工期延期届	工事請負契約書第18条-22	様式-23		○				○						工期延期が発生する場合に提出する。	
		68	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○										支給品を受領した場合に提出する。	
	支給品	69	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-19-3	様式-25		○										支給品がある場合に提出する。	
		70	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-19-5	様式-26		○				○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	建設機械	71	建設機械積戻・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○				○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		72	現場発生品届書	共通仕様書1-1-1-20	様式-28		○				○						現場発生品がある場合に提出する。	
	その他	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-21-2	-		○										産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要	
		74	建設発生土撤出届書	特記仕様書	-		○											
75		建設発生土撤出のお知らせ	特記仕様書	-		○												
76		新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○										新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
77		完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○					○							
工事書類	契約関係書類	78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○											
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○										施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要	
		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	様式-31		○										施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	様式-32		○											
		82	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6(1)	様式-33		○										契約図書で規定された場合に提出する。 品質証明書に関する添付書類は提出不要	
	工事完成時	83	工事写真	共通仕様書1-1-1-26-8	-		○								☆		工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 紙の工事写真の提出不要 不可視部分をきめ、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影を省略 監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要 総合評価簿方式を適用して契約した場合に提出する。	
		84	総合評価実施報告書	総合評価簿方式の実施について(H19.2.20付建設者厚 契発第30号)	-		○										自ら実施した創工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		85	創工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○											
		86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-22 共通仕様書3-1-1-7	-		○								○	☆	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7 特記仕様書	-		○								○	☆	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
その他	88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工費用-	共通仕様書1-1-1-21-10	-		○										該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	89	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工費用-	共通仕様書1-1-1-21-10	-		○										該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事完了	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査)	共通仕様書1-1-1-15-5-3	-	○										低入札価格調査制度の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

(令和8年度)

支 給 品 明 細 書							
名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	支 給 場 所	摘 要
凍結防止剤	塩化ナトリウム 1t詰め	袋	350	39,000	13,650,000	明科除雪ステーション 塩尻除雪ステーション	

(令和9年度)

支 給 品 明 細 書							
名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	支 給 場 所	摘 要
凍結防止剤	塩化ナトリウム 1t詰め	袋	350	39,000	13,650,000	明科除雪ステーション 塩尻除雪ステーション	

R8・R9松本国道出張所管内維持工事 貸与機械明細書							
機 械 名	規 格	建設機械番号	使用目的	貸付期間	引渡場所	返納場所	摘 要
凍結防止剤散布車	10t級 湿式(3.5m <sup>3</sup> ) 6×6 スノーブロー、トラックグレーダ付	R02-2304	一般除雪 凍結防止	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
凍結防止剤散布車	10t級 湿式(3.5m <sup>3</sup> ) 6×6 スノーブロー、トラックグレーダ付	R03-2305	一般除雪 凍結防止	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
凍結防止剤散布車	10t級 湿式(3.5m <sup>3</sup> ) 6×6 スノーブロー、トラックグレーダ付	R06-2302	一般除雪 凍結防止	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	明科除雪ステーション	明科除雪ステーション	
除雪グレーダ	3.7m級 SS付	09-2304	一般除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	明科除雪ステーション	明科除雪ステーション	
除雪グレーダ	3.7m級 SS・パワーフィル付	12-2304	一般除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
除雪ドーザ	ホイール型 11t級 マルチブロー	30-2364	一般除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	明科除雪ステーション	明科除雪ステーション	
除雪ドーザ	ホイール型 11t級 マルチブロー	30-2365	一般除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
小型除雪車	1.0m級(60PS)	R01-2308	歩道除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
小型除雪機	10PS		歩道除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
小型除雪機	10PS		歩道除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	塩尻除雪ステーション	塩尻除雪ステーション	
小型除雪機	10PS		歩道除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	明科除雪ステーション	明科除雪ステーション	
小型除雪機	6PS		歩道除雪	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	松本国道出張所	松本国道出張所	
路面清掃車	ブラシ・四輪式・リヤリフト式 ホッパー容量1.5m <sup>3</sup>	R01-1306	路面清掃	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	稲里車両基地	稲里車両基地	
散水車	タンク容量 6,300L	R02-1325	路面清掃	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	稲里車両基地	稲里車両基地	
排水管清掃車	高圧水洗浄式 タンク容量5.8m <sup>3</sup> 圧力12MPa	R06-1310	排水施設清掃	R8.4.1~R10.3.31 のうち必要に応じて	稲里車両基地	稲里車両基地	

※ 数量総括表 ( ) 内番号は建設機械番号を示す。

## 別添－５

### 業務委託等による国土交通省所属無線設備の取扱要領（案）

（目 的）

第 1 条 本要領は、河川又は道路の維持、修繕業務等の受託者（以下「受託者」という。）が国土交通省所属の陸上移動局の無線設備（以下「無線設備」という。）を取扱う際に必要な取扱い上の項目を定めることを目的とする。

（適 用）

第 2 条 本要領は、国土交通省の所掌業務を遂行するために受託者が無線設備を取扱って通信を行う場合に適用する。

（操 作 員）

第 3 条 受託者は、無線設備を取扱うに十分な知識と能力を有する者（以下「操作員」という。）を選定しなければならない。

（無線局運用証明書）

第 4 条 操作員は、無線設備の運用を行う場合、別添 5－2 内の「無線局運用証明書」を常に携帯していなければならない。

（無線設備の引渡し）

第 5 条 操作員は、無線設備の引渡しに際し、操作員自らが立会い、国土交通省の無線従事者から当該無線設備の機能、性能その他取扱い上の注意事項について確認を受けたうえ、引渡しを受けなければならない。また、無線設備の返納に際しては無線従事者に立会いを求め、引渡し時と変更がないか確認を受けた後に返納しなければならない。

（取扱いの方法等）

第 6 条 操作員は、無線設備の取扱いにあたっては、当該無線局を管理する基地局等の無線従事者の指揮統制の下で別添 5－1 「無線設備（陸上移動局）取扱心得（案）」を遵守し規律正しく、かつ、要領よく簡潔に通信するよう努めなければならない。

（通信事項及び通信の相手方）

第 7 条 無線設備を使用して行う通信及び通信の相手方は特別な場合を除き、次に掲げる事項とし、他の目的に使用してはならない。

- 一 通信事項（通信内容）は、国土交通省が行う水防及び道路業務等に関する通信とする。
- 二 通信の相手方は別に指示する相手方とする。

（移動の範囲）

第 8 条 無線設備の移動の範囲は、特別な場合を除き別に指示する移動の範囲内でなければならない。

（無線設備の管理）

第 9 条 無線設備の管理は取扱期間中次に掲げる事項による。

- 一 無線設備は、丁寧に扱い防湿、防塵、防振に配慮し、常に善良なる管理を行わなければならない。
- 二 無線設備に障害が発生した場合、あるいは調整の必要があると認めた場合は速やかに使用を停止し、当該無線局を管理する基地局の無線従事者に連絡しその指示を受けなければならない。

（無線設備の検査）

第 10 条 操作員は当該無線局の検査その他無線従事者が行う点検等に際してはその使用を一時停止してこれに応じなければならない。

（無線局免許証票）

第 11 条 当該無線局に発給された「無線免許証票」は常に備付けていなければならない。

（取扱要領外の事項）

第 12 条 この取扱要領に定めのない事項又はこの取扱要領について疑義が生じた事項については、必要に応じて無線従事者に協議するものとする。

別添5－1

## 無線設備（陸上移動局）取扱心得

関東地方整備局

本心得は、国土交通省の所掌業務を遂行するために国土交通省所属の陸上移動局の無線設備（以下「無線設備」という。）を用いて通信を行う際の留意事項について述べたものである。

1. (目的外使用の禁止)

無線設備を使用して行う通信事項及び通信の相手方は特別な場合（人名、財産の保護の為急を要する通信を行う場合）を除き次に掲げる事項とし、他の目的に使用してはならない。（電波法第52条）

- (1) 通信事項（通信内容）は国土交通省が行う水防及び道路事務等に関する通信とする。
- (2) 通信の相手方は別に指示する相手方とする。（事務所管内の基地局及び移動局）

2. (操作の範囲)

無線設備の取扱者の操作の範囲は通信操作のみとし、電波の質、空中線電力等に影響を与える技術操作は行ってはならない。（電波法第39条）

3. (秘密の保護)

特定の相手方に対して行われる通信を傍受して第三者に対し内容を漏らしたり窃用してはならない。（電波法第59条）

4. (通信方法の原則)

無線通信を行う場合は、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 必要のない通信をしてはならない。
- (2) 通信は出来る限り簡潔にしなければならない。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を附してその出所を明らかにしなければならない。
- (4) 通信にあたっては、当該無線局を管理する基地局等の無線従事者の指揮統制の下に行わなければならない。（電波法第61条）

5. (呼出し応答の通信方法)

通信の連絡設定の為に呼出し方法及び応答方法は次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 呼出し

呼出しは次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (ア) 相手方の呼出名称 (けんせつ〇〇) 3回以下
- (イ) こちらは 1回
- (ウ) 自局の呼出名称 (けんせつ〇〇) 3回以下

(2) 応答

呼び出された局は速やかに次の方法で応答しなければならない。但し、直ちに通話を受けることが出来ない場合は「どうぞ」にかえて「しばらくお待ち下さい」と送信するものとする。

- (ア) 呼出してきた局の呼出し名称 (けんせつ〇〇) 3回以下
- (イ) こちらは 1回
- (ウ) 自局の呼出名称 (けんせつ〇〇) 3回以下
- (エ) 用件をどうぞ 1回

(3) 通信の送信

呼出しを行った局は、呼出しに対する応答通知を受けた後通話の送信を行うものとする。但し、相手局が「しばらく待つべき旨」送信した場合はこの限りでない。

(4) 再呼出し

- (ア) (1)の呼出しを行っても、相手局の応答がない場合は10秒以上の間隔をおいてさらに2回呼出しを行うものとする。
- (イ) 応答がない場合は、1分以上経過後でなければ再呼出しを行ってはならない。

(5) 不確実な呼出しに対する措置

(ア) 自局に対する呼出しであることが不確実な場合は、確実に判明するまでこれに応答してはならない。

(イ) 自局に対する呼出しを受信した場合において、相手方の呼出名称が不確実である場合は次の応答をする。

- (a) こちらは 1回
- (b) 自局呼出名称 (けんせつ〇〇) 2回
- (c) さらにどうぞ 1回

(6) 連絡設定

移動用の無線設備を搭載した作業車、パトロール車等が出動及び帰着した場合は次の事項で連絡設定を行うものとする。

- (ア) 相手局の呼出名称 (けんせつ〇〇) 1回
- (イ) こちらは 1回
- (ウ) 自局の呼出名称 (けんせつ〇〇) 1回
- (エ) 今から開局し〇〇方面に出発します。  
(又は基地に帰りましたので閉局します。)

(7) 試験通話

(ア) 必要に応じて、試験通話をしなければならない。又、通話感度の表示は次表の通話メリットを使用する。

通 話 メ リ ッ ト

区 分	内 容
メリット1	雑音の中にかすかに通話らしいものが聞こえる程度
メリット2	雑音が多く、何回か繰返してやっと通話ができる程度
メリット3	雑音は多少あるが容易に通話ができる程度
メリット4	雑音は多少あるが十分に明快に通話できる程度
メリット5	雑音が全然なく非常に明快に通話ができる程度

(電波法第61条)

6. (無線設備の取扱い)

無線設備の取扱いは、次に掲げる事項による。

- (1) 無線設備は丁寧に扱い防湿、防塵、防振に配慮しなければならない。
- (2) 無線設備に障害が発生した場合、あるいは調整の必要があると認めた場合には速やかに使用を停止し、無線従事者に連絡してその指示を受けなければならない。

7. (通信の記録)

無線設備を用いて通信を行った場合には、別に指示する様式により記録をし、無線従事者に報告しなければならない。(電波法第60条)

別紙様式（案）

無線局運用証明書

運用者の住所 及び氏名	千代田区千代田1丁目1-1 (株)〇〇〇〇
運用する無線局 の免許番号	関移第123456号
運用する無線局 の目的	災害対策・水防用
運用する期間	令和〇〇年 〇月 〇日から 令和〇〇年 〇月 〇日まで

上記のとおり、国土交通省が承認を受けている無線局を  
(株)〇〇〇〇

甲野乙太郎

が運用していることを証明します。

令和〇〇年 〇月 〇日

承認人 住所 千代田区大手町1丁目3-3  
(代理人) 氏名 国土交通省関東地方整備局  
〇〇国道事務所長

備考：呼出名称（けんせつ〇〇35）

- 注1. 氏名については、法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。  
2. 免許番号については、無線局の免許状に記載されている免許番号を記載すること。  
3. 事業（又は業務）については、無線局を開設する目的に係る事業又は業務を記載すること。  
4. 免許人の氏名を記載すること。  
5. 運用者の氏名を記載すること。

## 証明書

工事名：\_\_\_\_\_

受注業者：\_\_\_\_\_

証明者：\_\_\_\_\_

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。  
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：\_\_\_\_\_

担当者（会社名・部署名・氏名）：\_\_\_\_\_

連絡先1：\_\_\_\_\_

連絡先2：\_\_\_\_\_

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

## 【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

## ●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

## ●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	
記入例	段階確認	トンネル支保工		支保工完了時	ロックボルト 打込本数	・目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	トンネル内作業のため通信状況が悪かったがWiFiを追加して対応した

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

## ●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

## ●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (自由記述)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	ブラウザ版だったが直接監督職員PCと接続出来ず、PCを別途準備して対応

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

年月日：

## V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏 名 TEL FAX	
VE提案の概要 <div style="float: right; text-align: right; font-size: small;">                     注) 記入欄が不足する場合には、様式－6(1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。                 </div>		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由
----------

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)
---------------------------------

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)
-------------------------

(5) その他
---------



番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)



## ISO9001 認証取得活用監督業務等申請書

令和 年 月 日

総括監督員  
関東地方整備局  
長野国道事務所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

〇〇〇〇建設工事について、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。

### 記

1. 工 事 名    〇〇地区改良工事
2. 契約締結日    令和 年 月 日
3. 工 期    自：令和〇〇年〇月〇日 至：令和〇〇年〇月〇日
4. 添付書類
  - ① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し
  - ② ISO9001 の審査に係る直近の審査報告書の写し
  - ③ ②の審査における合否判定結果の写し
  - ④ 本工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得していることを示す書類
  - ⑤ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
  - ⑥ 平成〇〇年度及び平成〇〇年度に完成した地方整備局の所掌する全ての土木工事（又は営繕工事）の工事成績評定通知書の写し
  - ⑦ ⑥に該当工事が無い場合は、ISO9001 認証の取得以降における地方整備局の所掌する直近の工事成績評定通知書の写し

## ISO9001 認証取消し等申出書

令和 年 月 日

総括監督員  
関東地方整備局  
長野国道事務所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

令和〇〇年〇月〇日付けで承認された「〇〇〇〇地区改良工事」に関する ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、下記により品質マネジメントシステムの継続が困難であることを申出ます。

### 記

#### 1. 申出の内容

- (例1) ISO9001 認証の取消し
- (例2) ISO9001 の定期（更新）審査で不適合
- (例3) ISO9001 審査登録機関の認定の取消し
- (その他、具体的に)

#### 2. 添付書類

- (例) 申出の内容に応じて
  - ① ISO9001 認証の取消し通知の写し
  - ② ISO9001 の審査に係る審査報告書（合否判定結果）の写し

年月日：

## 品 質 証 明 書

工事名： \_\_\_\_\_

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事


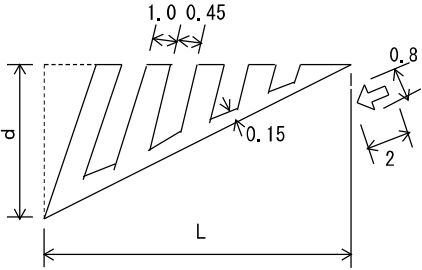

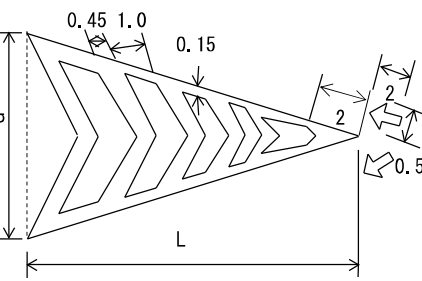
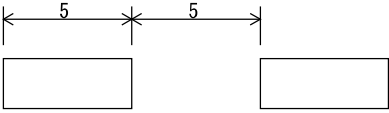
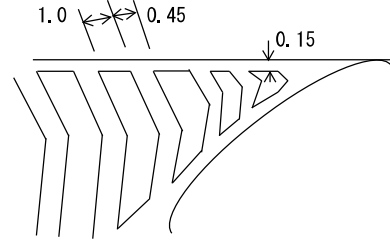

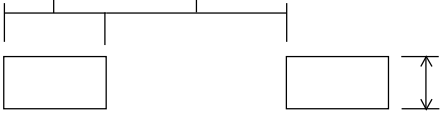
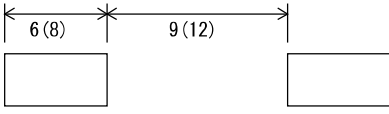
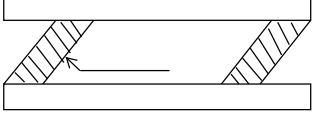
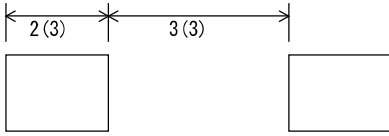
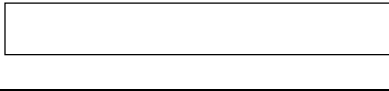
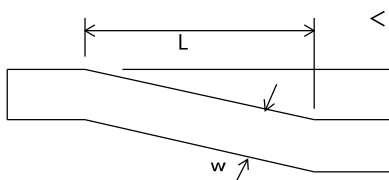
社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

### 区画線設置様式 (例)

(単位: m)

区分		幅・長さ・間隔	区分	幅・長さ・間隔
車道中央線	実線 1本		路の上 障害物近 導流帯	
	実線 2本			
	破線 (101)			
車線境界線	実線		路駐車場 チャットによる 分離帯	
	破線			
登坂加減速バス停	登坂加減速 バス停			
	車外側線 (103)			
車道幅員変更 (105)				

( ) 内は自動車専用道路に適用

## 清掃及び作業日報

主任監督員				
清掃 及び 作業	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	天 候		
稼働報告	車両等（その他）	作業員		
	時 分 ~ 時 分	人	時間	延べ時間
日 計		人	時間	時間
作 業 内 容 及 び 使 用 材 料 等				

用紙は、A4を標準とする。

通常時 除雪出動基準（長野国道事務所 現道）

作業区分	出 動 基 準（案）	標 準 的 施 工 方 法												
雪道巡回	1. 気象予報等（降雪、凍結予報）により、必要に応じてパトロールを実施する。 2. 上記のほか、気象状況、路面状況によりパトロールが必要な時は、下記によりパトロールを実施する。 (1) 交通障害が予想される時。 (2) 交通障害等に関する情報があった時。 (3) その他監督職員が指示したとき。	1. 無線連絡の出来るパトロール車により実施する。 2. 巡回経路は状況に応じてあらかじめ定めておく。 3. 巡回中は基地、出張所職員へ定期的に報告する。												
一般除雪 新雪除雪	1. 5～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたす恐れのある場合。 2. 降雪をそのまま放置しておく、凍結のおそれがあると予想される場合。 3. その他監督職員が指示したとき。	1. 除雪グレーダー、除雪トラック（ブラウ作業）単独、または2台編成で行う。 2. 除雪ドーザー単独、または除雪グレーダー、除雪トラック（ブラウ作業）と組合せで行う。 3. 交差点、人家の出入口の処理には除雪ドーザーで行う。												
一般除雪 路面整正	1. 路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となるおそれがある場合。 2. 路面の平坦性を確保するため、気温の上昇に伴い圧雪がゆるみだした場合。	1. 除雪グレーダー単独、または2台編成で行う。												
一般除雪 圧雪処理	1. 部分的な圧雪、氷雪版が生じ、交通に支障をきたすと思われる場合。 2. 気温の変化や、通行車両の攪乱作用などにより、圧雪の性質が変わり、極端な不陸を生じ、交通障害をきたすと思われる場合。 3. その他監督職員が指示したとき。	1. 除雪グレーダーにより行う。 2. 除雪グレーダーで処理出来ない氷雪版等には、圧雪除去装置を使用する。 3. 場合によっては、人力で氷雪版等を破砕しダンプトラックに積込み運搬する。												
一般除雪 拡幅除雪	1. 降雪が本格的となり、必要幅員および堆雪幅の確保が困難になった場合。 2. 新雪除雪の実施が困難になった場合。 3. その他監督職員が指示したとき。	1. 雪堤は30cm以下は、除雪グレーダー又は小型除雪車で行う。 2. 雪堤は30cm以上は、ロータリー除雪車でを行い、補助として除雪ドーザーを使用する。												
運搬除雪	1. 人家連担地域で、除雪作業に著しく影響を与えると予想される場合。 2. 人家連担地域で、歩行の通行に支障をきたす場合及び拡幅除雪が不可能になった場合。 3. その他監督職員が指示したとき。	1. ロータリー除雪車、小型除雪車での積込み、ダンプトラックの運搬を行う。												
凍結防止剤 散布	1. 降雪により路面が白くなってきた場合。 2. 圧雪処理、路面整正が必要になった場合。 3. 路面が濡れ、気温が低く路面の凍結が予想される場合。 4. その他監督職員が指示したとき。	1. 散布量は、次に定める散布量とする。（塩化ナトリウム） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>基準観測所 気温区分</th> <th>標準散布量（密粒舗装区間）</th> <th>標準散布量（排水性舗装区間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-1℃以上</td> <td>5 g/m<sup>2</sup></td> <td>10 g/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>-1℃ ～ -5℃</td> <td>10 g/m<sup>2</sup></td> <td>20 g/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>-5℃以下</td> <td>20 g/m<sup>2</sup></td> <td>30 g/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> ※圧雪処理、路面整正の除雪補助散布については、30 g/m <sup>2</sup> を上限とする。 2. 散布方法は、機械散布を原則とする。 3. 場合によっては人力散布を行う。	基準観測所 気温区分	標準散布量（密粒舗装区間）	標準散布量（排水性舗装区間）	-1℃以上	5 g/m <sup>2</sup>	10 g/m <sup>2</sup>	-1℃ ～ -5℃	10 g/m <sup>2</sup>	20 g/m <sup>2</sup>	-5℃以下	20 g/m <sup>2</sup>	30 g/m <sup>2</sup>
基準観測所 気温区分	標準散布量（密粒舗装区間）	標準散布量（排水性舗装区間）												
-1℃以上	5 g/m <sup>2</sup>	10 g/m <sup>2</sup>												
-1℃ ～ -5℃	10 g/m <sup>2</sup>	20 g/m <sup>2</sup>												
-5℃以下	20 g/m <sup>2</sup>	30 g/m <sup>2</sup>												
歩道除雪	1. 降雪量20cm程度に達し、さらに雪が降り続くと予想され、歩行者の通行に支障をきたすと思われる場合。 2. その他監督職員が指示したとき。	1. 小型除雪機（ハッドガイト）で行う。 公安委員会により承認された箇所は、小型除雪車で行うことができる。 2. 場合によっては人力で行う。												
その他	1. 安全処理作業については監督職員の指示があった場合。													

## 大雪時【警報、特別警報発表時】除雪出動基準（長野国道事務所 現道）

作業区分	出 動 基 準 (案)	標 準 的 施 工 方 法
雪道巡回	1. 気象予報等（降雪、凍結予報）により、パトロールを実施する。 2. 上記のほか、気象状況、路面状況の把握のため、次の時間帯にパトロールを実施する。 1) 基準観測点における降雪量が20cmに達したとき 2) スタック車の発生が確認されたとき 3) 気象予報等で降雪のピーク時 4) 監督職員が指示したとき。	1. 無線連絡の出来るパトロール車により実施する。 2. 巡回経路、班体制はあらかじめ定めておく。 3. 巡回中、把握した状況は基地、出張所と定期的に報告する。 4. 渋滞等により巡回に時間を要することが予測される場合には、2班以上で実施する。 5. 緊急時には、「赤灯」を使用し、安全に配慮の上、急行する。 （監督職員の指示により官保有の道路パトロールカを使用する場合）
一般除雪 新雪除雪	1. 今後大雪が予想され、2cm程度の降雪量が観測された場合。 2. 監督職員が指示したとき。	1. 除雪グレーダー、除雪トラック単独、または2台編成で行う。 2. 除雪ドーザー単独、または除雪グレーダー、除雪トラックと組合せで行う。 3. 交差点、人家の出入口の処理には除雪ドーザーで行う。 4. 渋滞、待機車両等により現場に到着することが困難な場合は、最寄りの所轄警察署に先導依頼し、作業継続を図る。
一般除雪 拡幅除雪	1. 降雪が本格的となり、必要幅員および堆雪幅の確保が困難になった場合。 2. 新雪除雪の実施が困難になった場合。 3. 監督職員が指示したとき。	1. 雪堤は30cm以下は、除雪グレーダー、小型除雪車で行う。 2. 雪堤は30cm以上は、ロータリー式除雪車で行い、補助として除雪ドーザーを使用する。
運搬除雪	1. 人家連担地域で、除雪作業に著しく影響を与えると予想される場合。 2. 人家連担地域で、歩行の通行に支障をきたす場合又は拡幅除雪が不可能になった場合。 3. 監督職員が指示したとき。	1. ロータリー除雪車での積込み、ダンプトラックの運搬を行う。 2. トラクタショベルとダンプトラックによる積込み運搬作業を行う。
凍結防止剤 散布	1. 監督職員が指示したとき。	1. 散布量は、5g/m <sup>2</sup> ～30g/m <sup>2</sup> の散布量の範囲内で、監督職員の指示により、決定する。 2. 散布方法は、機械散布を原則とする。 3. 場合によっては人力散布を行う。
歩道除雪	1. 監督職員が指示したとき。  ※車道除雪を優先し、車線確保後着手すること	1. 車道の除雪が完了した後に、優先順位の高い区間から歩道除雪を行う。 2. 小型除雪機（ハンドがト）で行う。 公安委員会により承認された箇所は、小型除雪車で行うことができる。 3. 場合によっては人力で行う。
スタック車対 策	1. 観測点において、降雪量20cmに達し、さらに雪が降り続けると予想される場合。 2. スタック車が発生し、除雪作業又は交通への障害となっている場合 3. 監督職員が指示したとき。	1. スタック車排除のために必要な重機等を所定の場所に配置する。 2. スタックした車両を牽引できる重機等で排除する。 3. 場合によっては、レッカー車にて排除する。
その他	1. 安全処理作業については監督職員の指示があった場合。	

出来形確認方法

工 種	種別、細別	測定単位	測定方法	測定基準	摘 要									
一般除雪	除雪グレーダ	時間（10分）	記録紙	1回/日	① 記録紙はタコメーター、タスクメーターのものとする。 ② 一般除雪とは 除雪グレーダ による <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>新雪除雪</td> <td rowspan="4" style="font-size: 4em; padding: 0 10px;">}</td> <td>路面整性</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">の</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">ことである。</td> </tr> <tr> <td>拡幅除雪</td> </tr> <tr> <td>圧雪処理</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	}	新雪除雪	}	路面整性	の	ことである。	拡幅除雪	圧雪処理	
	}	新雪除雪	}	路面整性		の	ことである。							
拡幅除雪														
圧雪処理														
ダンプトラック	〃	〃	監督職員の確認	〃										
運搬除雪	ダンプトラック	時間（10分）	記録紙	1回/日	③ その他とは <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>安全処理 (応急処理)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 4em; padding: 0 10px;">}</td> <td>待機補償</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">の</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">ことである。</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	}	安全処理 (応急処理)	}	待機補償	の	ことである。			
	}	安全処理 (応急処理)	}	待機補償		の	ことである。							
その他使用機械	〃	〃	〃	〃										
人力積込	〃	〃	監督職員の確認	〃										
凍結防止	凍結防止剤散布車	時間（10分）	記録紙	1回/日										
	機械散布	重量（kg）	空袋数	〃										
	人力散布	時間（10分）	監督職員の確認	1回/日										
		重量（kg）	空袋数	〃										
歩道除雪		時間（10分）	監督職員の確認	〃										
雪道巡回	パトロール車	回	監督職員の確認	1回/日										
その他		時間（10分）	監督職員の確認	〃										





## 一般廃棄物処分費

一般廃棄物 種類	作業区分	搬 出 区 間		受 入 条 件		適 用
		路 線 名	区 間	施 設 名 称	所 在 地	
刈 草	昼 間	19号	塩尻市 ~ 安曇野市 ( 181.010kp ~ 215.088kp )	清水口建設(株)	松本市大字島内909他	
			生坂村 ( 215.088kp ~ 226.040kp )	(有)信州リサイクルセンター	東筑摩郡生坂村4789-1	
		20号	塩尻市 ( 213.300kp ~ 221.939kp )	清水口建設(株)	松本市大字島内909他	

# 応急処理作業日報

<b>主任監督員</b>				
<b>応急処理</b>	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	天  候		
<b>稼働報告</b>	車両等（その他）	作 業 員		
	時 分 ~ 時 分	人	時間	延べ時間
<b>日 計</b>		人	時間	時間
<b>作 業 内 容 及 び 使 用 材 料 等</b>				

用紙は、A4を標準とする。

## 関東地方整備局道路巡回実施要領（案）

（道路巡回の目的）

第１条 道路巡回（以下「巡回」という。）は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して必要な措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

（管轄区域等）

第２条 巡回にかかる事務所の管轄区域は、別表のとおりとし、出張所の管轄区域は、事務所長がこれを定める。

（巡回体制）

第３条 巡回体制は、事務所長統轄のもとに道路管理担当課長及び出張所長並びに第８条、第９条の規定に基づき指名した職員（以下「巡回担当者」という。）をもって、構成するものとする。

（巡回の種類及び定義）

第４条 巡回の種類は、通常巡回、定期巡回及び異常時巡回とする。

２ 通常巡回とは、通常における道路の異常、道路の利用状況を把握するために行う巡回をいう。

３ 定期巡回とは、構造物等の道路施設の状況等を把握するために行う巡回をいう。

４ 異常時巡回とは、豪雨、地震等の異常事象発生時又は発生が予測され、出張所長が必要と認められた場合、道路及び道路施設の状況、通行の可否等を把握し、適切な措置を講ずるために行う巡回をいう。

（通常巡回）

第５条 通常巡回は、主として次の各号に掲げる事項について、原則としてパトロール車内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。また、巡回頻度については、原則として出張所管理区間の平均交通量に応じ、以下の頻度で実施することとするが、関係機関との協議等により適切な頻度のできるものとする。

一 道路及び道路の付属物

イ 路面、路肩、路側及び法面

ロ 排水施設

ハ 構造物

ニ 交通安全施設

ホ 街路樹及び植樹帯

二 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況

三 道路隣接地における施設、立木及び工事等が、道路に及ぼしている影響

四 道路の占用の状況等

五 冠水、降積雪、凍結状況及び雪崩危険箇所等の状況

【巡回頻度】

平均交通量 50,000 台／日以上：１日に１回

“ 5,000 台／日～50,000 台／日：２日に１回

“ 5,000 台／日未満：３日に１回

（定期巡回）

第6条 定期巡回は、主として次に掲げる構造物等（当該年度に別途、詳細点検を実施する構造物を除く）について、原則として年1回徒歩等により行うものとする。

- 一 橋梁、トンネル、擁壁及び防災施設等
- 二 函渠、横断歩道橋等
- 三 排水施設
- 四 法 面
- 五 道路附属物（照明灯、標識、道路情報管理施設等）

（異常時巡回）

第7条 異常時巡回は、原則としてパトロール車内からの目視により行うものとし、必要がある場合は、徒歩等により行うものとする。

（道路管理担当課長の業務）

第8条 道路管理担当課長は、当該事務所の管轄区域における巡回に関する企画立案を行うとともに出張所相互間・隣接事務所との連絡調整にあたるものとする。

- 2 道路管理担当課長は、次条の規定にかかわらず必要があると認められる場合は、関係出張所長と協議し、巡回の範囲を定め、あらかじめ巡回担当者を指名し、巡回を行わせることができる。
- 3 前項の場合において、道路管理担当課長は、出張所長の定める巡回計画と十分な調整をとり、巡回計画を定めるものとする。

（出張所長の業務）

第9条 出張所長は、管轄区域について巡回の種類ごとに週単位、月単位又は年単位の巡回計画を立て、かつ重点項目を定めて効果的な実施を図るものとする。

- 2 出張所長は、自らも必要に応じ担当区域を巡回して道路及び道路の利用状況を把握するものとする。また、あらかじめ巡回担当者を指名し名簿を作成するとともに、前項に定める巡回計画等に従い、巡回を行わせるものとする。
- 3 出張所長は、異常事象発生時に巡回を行う必要があると認めるときは、巡回の箇所、方法等を定めて巡回担当者に指示しこれを行わせるものとする。
- 4 出張所長は、第2項、第3項により指名した巡回担当者からの報告に基づき、所要の措置を講ずるものとし、必要な事項については、事務所に報告して指示を受けるものとする。
- 5 前項の場合において、出張所長は、必要に応じて関係機関との連絡をとるものとする。

（巡回の準備）

第10条 巡回担当者は、巡回に先立ちあらかじめ関係書類等により工事箇所その他必要な事項を把握しておくものとする。

- 2 巡回には、巡回の種類及び道路の状況に応じ次の資器材の内、必要と認められるものを携行するものとする。
  - 一 道路管理資料
  - 二 記録・測定器具
  - 三 保安器具
  - 四 照明器具
  - 五 応急材料
  - 六 工 具

（巡回の実施）

第11条 巡回は、次の事項を遵守して行うものとする。

- 一 巡回担当者は、他に巡回担当者がいる場合を除き、原則として運転者を兼ねることができない。
- 二 巡回担当者は、別に定める身分証明書又は職員証を携帯し、関係人から請求があったと

きは、これを呈示するものとする。

三 巡回担当者は、道路及び道路附属物等の損傷、路上障害物等を発見した場合には、速やかに交通の危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、その状況について出張所長（第8条第2項に基づき指名された職員にあっては、道路管理担当課長。以下本条四号及び五号、第12条において同じ。）に報告するものとする。

四 巡回担当者は、工事等に起因して道路交通及び沿道の土地利用に支障が生じている場合又はそのおそれがある場合には、標識及び保安施設の設置、交通の誘導、障害物の除去等について、原因者に対し指示するとともに、発見の日時、場所及び状況を出張所長に報告するものとする。

五 巡回担当者は、道路の不法占用等その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合には、適切な措置を講ずるとともに発見の日時、場所及び状況を出張所長に報告するものとする。

六 巡回にあたって必要と認めるときは、写真撮影をし、日時及びその状況等を記録しておくものとする。

七 巡回にあたっては、必要に応じ各種情報提供者から、情報を収集するよう努めるものとする。

（巡回日誌）

第12条 巡回担当者は、巡回終了後遅滞なくその結果を巡回日誌（別記様式）に記載のうえ、出張所長に提出して確認を受けるものとする。

（異常気象時等の特例）

第13条 別途定める災害対策支部が設置された事務所については、本要領は適用しない。

（巡回の委託）

第14条 巡回は、本要領の規定にかかわらず職員以外の者に委託して行わせることができる。  
2 前項の巡回の範囲、方法等に関しては、別に定める。

（道路の異常等に関する情報収集）

第15条 道路巡回を補完するため、道路緊急ダイヤル（#9910）の利用の拡大等、道路利用者等からの道路の異常等に関する情報収集にも努めるものとする。

附 則〔昭和57年建関道管第137号〕

この要領は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則〔昭和61年建関道管第31号〕

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年建関道管第14号〕

この要領は、平成5年11月22日から適用する。

附 則〔平成14年建関道管第115号〕

この要領は、平成14年11月6日から施行する。

附 則〔平成17年建関道管第73号〕

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則〔平成22年3月31日国関整道管第212号〕

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月31日国関整道管第262号〕

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## R8・R9松本国道出張所管内維持工事 道路巡回 履行体制表

年度	従事体制	履行・従事回数 (単位:回)		履行時間	回当履行時間 (単位:時間)	基本走行距離 (単位:km)	履行区間	摘要
令和8年度	発注者	28	182	8:30 ~ 17:15	8.0	19,100	管理区間全線	
	巡回運行員							
	道路巡回員	130						
	巡回運行員							
	発注者	24		13:00 ~ 22:00	8.0		管理区間全線	
	巡回運行員							
令和9年度	発注者	28	183	8:30 ~ 17:15	8.0	19,100	管理区間全線	
	巡回運行員							
	道路巡回員	131						
	巡回運行員							
	発注者	24		13:00 ~ 22:00	8.0		管理区間全線	
	巡回運行員							

# パトロール日誌

号線		号	
令和	年	月	日
曜日		天候	晴 薄曇 曇 のち 小雪
		担当者	印
時間			
巡回経路	自： <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 至： <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 — <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分		
重点観察事項			
名称	箇所 (上・下)	状況	処置
道路	車歩路法 道道肩面		
排水	側溝 街渠 枳		
安全施設	防護柵 照標区 識画線		
構造物	橋歩道 暗隧擁 梁橋渠 道壁		
工事	直占 轄用		
その他	街路樹 占用物件 交通条件 その他		
摘要			主任監督員
			監督員
			担当職員

## 業 務 日 誌

令和 年 月 日 曜日	天 候	監理技術者	道路巡回員
実施業務の内容	そ の 他		

# 作業日報

令和 年 月 日 ( 曜日 )

No. \_\_\_\_\_

天候 : \_\_\_\_\_ 気温 : \_\_\_\_\_

機械番号 : \_\_\_\_\_

機械名 : \_\_\_\_\_

運転員 : \_\_\_\_\_

工事名 : \_\_\_\_\_

区分		時		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計	
		時	分																	
作業時間	整備	日常整備																		
		定期整備																		
		修理																		
	運転	実作業																		
移動																				
休憩																				
休止時間	休車																			
作業記事	整備	日常整備												アワメーターの読み		運転時間累計				
		定期整備												種類		前日残	補充	使用	残	
		修理												ガソリン (L)						
	運転	実作業												軽油 (L)						
		移動												モビール						
走行km及びその他		走行km及びその他累計										グリス (kg)								
故障記事	事故箇所及び状況		原因				対策				備考									
											終 始									

## パトロール車の概要及び保管場所

整理番号	1	2
配置所属	松本国道出張所	松本国道出張所
実施時間	別紙のとおり	別紙のとおり
車種	パトロールカー	パトロールカー
車名	ニッサン	ニッサン
型式	DAA-HNT32	LDA-DNT31
登録番号	長野800す5293	長野800す2063
登録年月日	令和2年12月22日	平成27年1月19日
保管場所	松本国道出張所 長野県松本市芳野 7-18	松本国道出張所 長野県松本市芳野 7-18
基本走行距離	別紙のとおり	別紙のとおり
燃料(燃費)	ガソリン(11.3km/L)	軽油(10.8km/L)
車両価格	4,644,640円	4,514,400円
稼働日数	別紙のとおり	別紙のとおり

令和 年 月 日

(主任監督員)

殿

(請負者現場代理人)

印

車両走行実績及び車両管理報告書  
(令和 年 月分)

標記のことについては、下記のとおり報告します。

記

整理番号	1	2
登録番号	長野800す5293	長野800す2063
稼働日数	当月 日	当月 日
	累計 日	累計 日
走行距離	当月 km	当月 km
	累計 km	累計 km
燃料	当月 L	当月 L
	累計 L	累計 L
オイル	当月 L	当月 L
	累計 L	累計 L
修理状況		

## 自動車任意保険調書

任意保険	① 保険金額 ～対人1億円以上、対物200万円以上免責なし、 搭乗者障害500万円以上) ② 保険料支払 ～年払い
車両保険	① 免責5万円（又は車両により7万円） ② 保険料支払 ～年払い

整理番号	1		2	
配置所属	松本国道出張所		松本国道出張所	
車種	パトロールカー		パトロールカー	
車名	ニッサン		ニッサン	
型式	DAA-HNT32		LDA-DNT31	
登録番号	長野800す5293		長野800す2063	
登録年月日	令和2年12月22日		平成27年1月19日	
車両価格 (円)	車両購入価格	4,644,640	車両購入価格	4,514,400
搭載機器内訳	ETC車載機 カーナビゲーションシステム 赤色回転灯		ETC車載機 赤色回転灯	

## 費用負担区分表

項	目	発注者	受注者
車検、税及び保険	車検整備	○	
	重量税	○	
	自動車税	○	
	自賠責保険	○	
	自動車任意保険		○
法定点検	点検整備	○	
燃料及び油脂	燃料		○
	エンジンオイル		○
	デファッショナルオイル		○
	トランスミッションオイル		○
	ブレーキフルード		○
	グリース		○
	その他オイル類		○
消耗品	オイルエレメント		○
	ウインドウォッシャー液		○
	バッテリー液		○
	ワックス		○
	不凍液		○
	ウェス		○
	油膜とり		○
	くもり止め		○
	消臭剤		○
	タイヤクリーナー		○
	セーム皮		○
	洗車ブラシ		○
	カーシャンプー		○
	タオル落とし		○
	手袋		○
	バケツ		○
	その他必要な消耗品		○
小修理及び整備	タイヤの交換	○	
	チューブの交換	○	
	バッテリーの交換	○	
	タイヤチェーンの交換	○	
	シートカバーの交換	○	
	カーキラーの修理調整	○	
	ファンベルトの修理交換	○	
	請負者の責任に よらない修理	○	
その他	通行料	○	
	駐車料	○	
	シートカバーのクリーニング		○



# 性能規定データ（データコード：0602）記入シート

平成 19 年 3 月

事務所	出張所	作成年月日	整理番号
-----	-----	-------	------

主任監督員
作成者

◆記入要領◆  
 ・該当コード番号を○で囲む。  
 ・□□欄は数値・コードを記入し、不明の場合は「\*」を記入する。

## 1. 路線名

路線番号 現旧新 枝番号  
       
 →1:現道 2:旧道 3:新道  
 路線名称 (枝番がある時、バイパス名等を記入する)

## 2. 上り下り区分

1: 上り 3: 上下  
 2: 下り

## 9. すべり抵抗

元号 年 月  
 測定年月      
 測定方法 1: すべり抵抗測定車  
 2: 回転式すべり抵抗試験機 (DFテスタ)  
 3: 振り子式スキッドレジスタンステスタ  
 9: その他  
 路面温度  °C  
 速度1  km/h すべり摩擦係数1  .   
 速度2  km/h すべり摩擦係数2  .   
 速度3  km/h すべり摩擦係数3  .

## 3. 車線(車線区分+車線番号)

(車線番号はセンター側から数えた車線位置番号)

コード	車線区分	コード	車線区分
1	本線	5	左折車線
2	登坂車線	6	加減速車線
3	ゆずり車線	7	副道
4	右折車線	ランプコード	連結路 (ランプ)

## 4. 距離標

キロポスト キロポストからの実距離  
 [自]  k  m — [至]  k  m

## 10. 路面騒音

元号 年 月  
 測定年月      
 測定方法 1: 関東地方整備局所有の路面騒音測定車  
 2: 近畿地方整備局所有の路面騒音測定車  
 3: 九州地方整備局所有の路面騒音測定車  
 4: 中国地方整備局所有の路面騒音測定車  
 5: 道路建設業協会所有の路面騒音測定車  
 9: その他  
 測定車両の平均速度  .  km/h  
 気温  °C  
 路面温度  °C  
 路面騒音値  .  デシベル

## 5. 施工年月

元号 年 月

## 6. 性能確認時期

1: 施工直後  
 2: 1年後  
 9: その他

## 7. 平坦性

元号 年 月  
 測定年月      
 測定方法 1: 3mプロファイルメータによる方法  
 2: 3m直線定規による方法  
 3: 路面性状測定車による方法  
 9: その他

凹凸量の標準偏差1  .  mm  
 凹凸量の標準偏差2  .  mm  
(標準偏差1: 平坦性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外しない値)  
 (標準偏差2: 平坦性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外した値)

## 8. 浸透水量

元号 年 月  
 測定年月      
 測定方法 1: 現場透水量試験器  
 9: その他  
 道路の区分 1: 第1種、第2種、第3種第1級  
 及び第2級並びに第4種第1級  
 2: その他  
 浸透水量 わだち部 (OWP)  ミリリットル/15秒  
 非わだち部 (BWP)  ミリリットル/15秒

## 11. わだち掘れ

元号 年 月  
 測定年月      
 測定方法 1: 横断プロファイルメータによる方法  
 2: 直線定規による方法  
 3: 水系による方法  
 4: 路面性状測定車による方法  
 9: その他  
 わだち掘れ量 (最大値)  mm  
 わだち掘れ量 (平均値)  mm

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

---

2. 受注者名

---

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報の全ての削除 を確認済

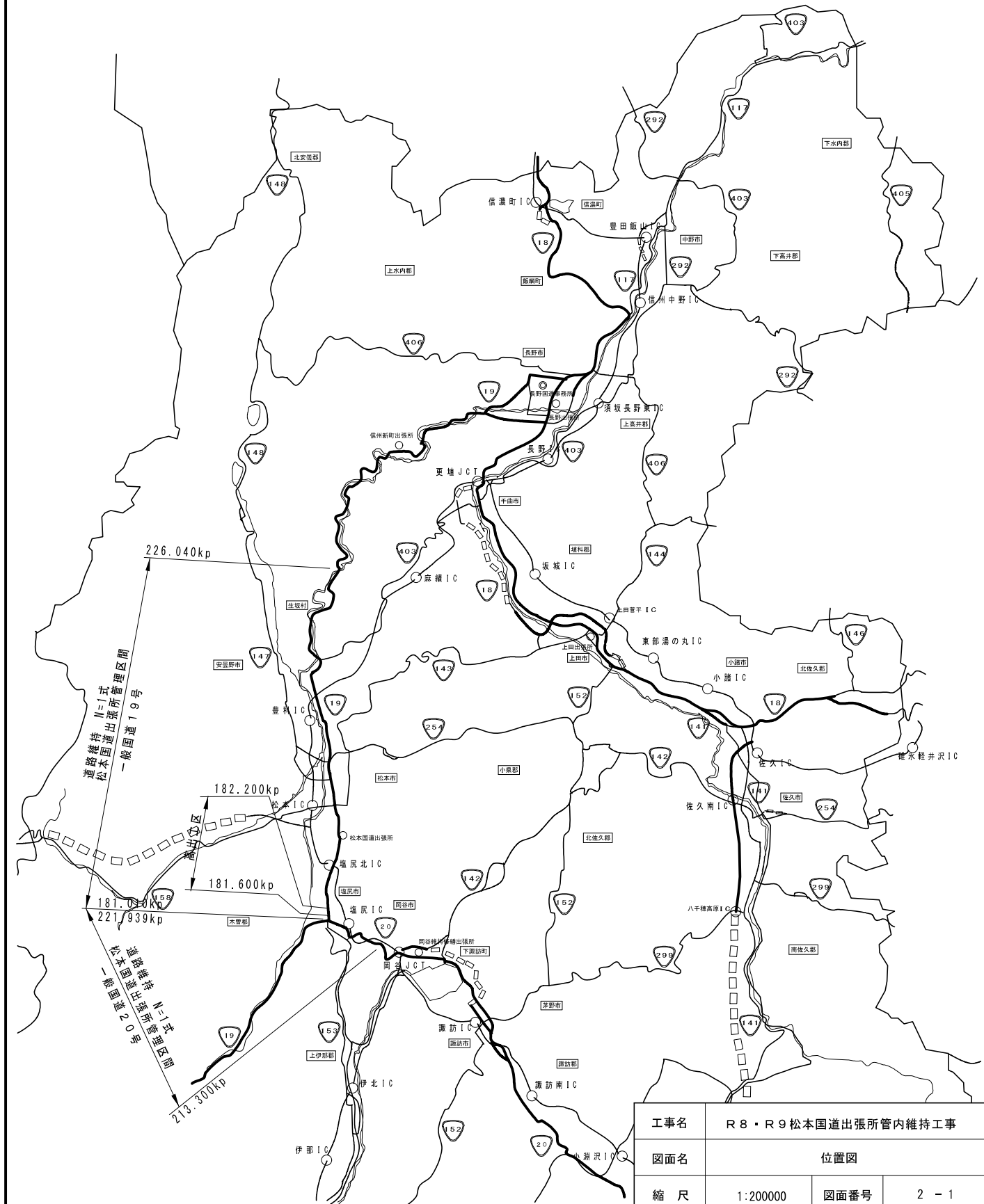
4. 発注担当課

---

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報の全ての削除 を確認済

# 位置図

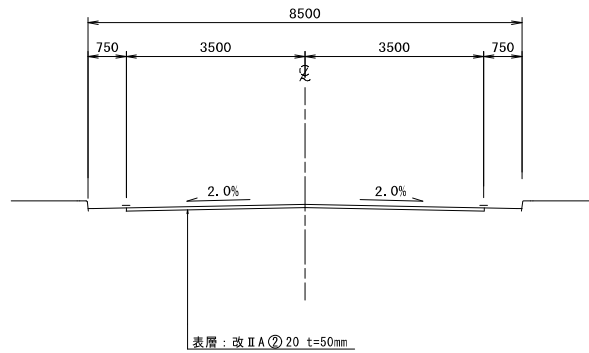


工事名	R8・R9松本国道出張所管内維持工事			
図面名	位置図			
縮尺	1:200000	図面番号	2 - 1	
年月日	令和 8年 1月			
設計会社名	-			
所長	副所長	課長	係長	設計
事務所名	国土交通省 長野国道事務所			

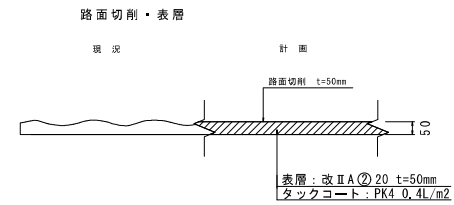
本図面は縮小図面のため、縮尺表示とは異なります。

# 舗装修繕構造図

標準横断面図 S=1:50



舗装構成図 S=1:10



本図面は縮小図面のため、縮尺表示とは異なります。

工事名	R8・R9松本圏延出線所管内維持工事		
図面名	舗装修繕構造図		
年月日	令和 8年 1月		
縮尺	図 示	図面番号	2-2
設計会社名	-		
事務所名	国土交通省 長野国道事務所		